

博多川 利用ルール（実証）

令和8年3月

経済観光文化局地域観光推進課

1. はじめに

博多川は、「新・福岡都心基本構想（平成 18 年 6 月策定）」に那珂川・博多川を活用した都心部の賑わいづくり、水辺の緑化推進等の施策が位置づけられたことを契機に平成 18 年度から「博多の水辺空間魅力創出事業」に取り組むなど、水辺空間の利用と良好な河川維持活動による水辺空間の魅力向上が官民により図られている。

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできない。しかし、平成 23 年に河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）が改正され、「都市・地域再生等利用区域」の指定（以下、「区域指定」という。）など、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになった。

博多川は、都心部の貴重な水辺空間であり、観光客等のエリア滞在時間の増加等の観点から水辺の更なる利活用に向け、今後の区域指定を目指し、河川空間でコンテンツを実施する事業者を募集し、実証実験を行う。

河川空間の利用にあたっては、本来一般公衆の自由な使用に供されるべき公共用物である河川敷地について、特定人に対し本来の用法を超えて特別の使用権を設定することから、河川の公共用物としての目的を阻害しないこと、河川周辺の清掃など地域貢献を行うなど、様々な配慮を行った上で、河川管理者の許可が必要となる。

本ルールは、治水上及び利水上の支障がないように努めるとともに、良好な環境が保てるよう、利用にあたってのルールを定めたものである。河川空間の利用にあたっては、本ルールに沿って、適切な手続き及び運用を行っていただきたい。

なお、本ルールに記載のない事項については、経済観光文化局地域観光推進課（以下、「事務局」という。）にご相談ください。

2. 共通事項

この共通事項に書かれていることは、以下のすべての項目に当てはまるものとする。よって、同様の項目が3以降に書かれている場合は、2の事項に加えて守るべき基準とする。

(1) 利用条件

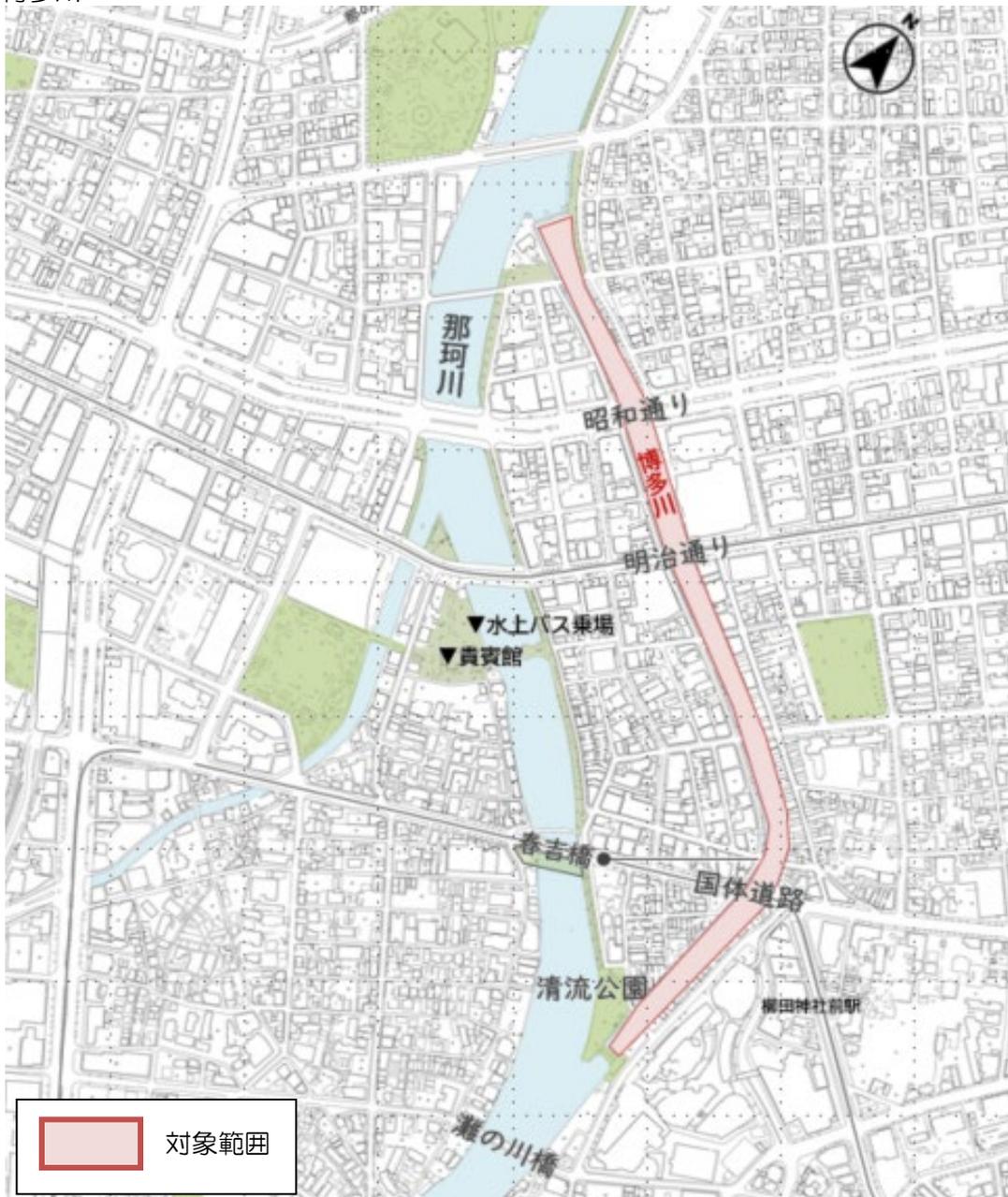
①対象事業者

- ・「河川管理者※」及び「事務局」が事業者に対し付した条件を遵守できるもの。
- ・地域合意及び近隣住民の理解が得られた事業者。

※河川管理者は、道路下水道局河川課及び博多区管理調整課を指す

②対象利用範囲

博多川



③利用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

ただし、河川工事等の河川管理上必要な場合は、利用を制限する場合がある。

④利用可能時間

8：00～22：00まで（設置・撤去含む）

※音（音楽、楽器、スピーカー等）を出す場合は21：00までとする。

⑤占用料

全額免除

⑥利用目的

観光振興、地域活性化など賑わい創出に資するものであること。

※営業活動を行うことは可能だが、営業活動が主目的とならないように留意すること。

⑦地域合意・近隣説明

地域と調整を図り、必ず地域の合意を得ること。

また、状況に応じて近隣住民に実施内容を説明し理解を得ること。

⑧地域貢献

事業者は、博多川の清掃や花壇の手入れを定期的に行う等の**地域貢献を行うこと**。

⑨安全対策

- ・準備、実施、片付けまでの全行程で、適切に安全対策を講じること。

⑩中止または計画の変更

- ・福岡市に高潮、津波の注警報及び大雨、洪水、暴風の警報が発令された時は、すみやかに利用を中止しなければならない。また、その恐れがあるときは、利用を中止若しくは自粛する等の措置を講じるとともに、参加者及び見物客を遊歩道外へ誘導すること。
- ・「河川管理者」が河川管理上、公益上またはその他の理由により設置物を撤去する必要を認めた場合、事業者はその撤去を命令することができる。この場合事業者は速やかに当該設置物を撤去しなければならない。
- ・事業者は、河川空間の利用前・利用中にかかわらず占用許可等に付した条件に違反した場合、「河川管理者」より中止命令があった場合、もしくは計画を変更させる必要を認めた場合、利用を中止もしくは計画を変更し、参加者および見物客を遊歩道外へ誘導するとともに設置物を撤去する等必要な措置を講じること。
- ・実施計画書と実施内容が異なる場合、事業者は、利用を中止するなど、市の指示に従うこと。

⑪行為の制限

河川管理上必要な場合※また、市の行事などで河川利用を制限する場合があるため、予定行為、時期については「事務局」と協議のうえ、指示を受けること。

※河川管理上必要な場合

- ・河川工事（維持作業等含む）
- ・川の水の入れ替え（主に各日の潮位状況により実施、各月8回 22 時以降に実施）
- ・大雨等の河川増水による防災等の安全対応

⑫その他

- ・各種関係法令等を遵守すること。
- ・利用者は、許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはいけない。
- ・天災地変などの不可抗力によって利用できなくなった場合の損害について、市はその責任を負わない。
- ・他の事業者の不適切な利用によって支障が生じたり、利用ができなくなった場合の損害について、市はその責任を負わない。
- ・利用期間中に発生した盗難及び事故について、市はその責任を負わない。
- ・事業者は「事務局」が実施する各種調査に協力すること。
- ・設置物については、各事業者が設置・撤去までしっかり管理すること。
- ・設置物の又貸しは基本的に行わないこと。
ただし、地域や市が設置して複数の事業者に使用させる場合はこの限りではない。

(2) 利用手続き

【利用開始前】

①事前協議

博多川の利用にあたり、事前に「事務局」及び道路下水道局河川課（以下、「河川課」という。）と原則、下記の期限までに事前協議書（様式1）利用の目的や実施内容、運営体制（責任者等）、安全対策等を確認するため事前協議を実施すること。

※複数者による申入れにより、開催できない場合がある。

1 次募集：令和8年4～9月に実施の場合、令和8年4月末まで

2 次募集：令和8年10～12月に実施の場合、令和8年6月末まで

3 次募集：令和9年1～3月に実施の場合、令和8年10月末まで

②地域同意、近隣説明

地域と調整を図り、必ず地域の合意を得ること。説明先については、「事務局」と協議の上、決定すること。また、状況に応じて近隣住民に実施内容を説明し理解を得ること。事業者は、地域合意状況報告書（様式2）を作成し、「事務局」及び「河川課」に提出すること。

③実施計画書の策定

地域合意等が得られた事業は、事前協議を踏まえ、実施計画書を策定し、「事務局」及び「河川課」へ提出すること。

関係者との協議により変更があった場合には都度「事務局」及び「河川課」へ提出すること。

【実施計画書】

- ・目的、実施内容、利用期間・時間
- ・位置図、利用範囲
(工作物がある場合、構造や占有面積が分かる資料、治水上の安全確保に関する資料を合わせて提出)
- ・実施主体、運営体制(責任者等が分かるもの)
- ・収支計画
- ・安全対策
- ・緊急連絡体制
- ・地域貢献の実施内容(清掃や花壇の手入れなど)
- ・防火対策、消火対策(火気を使用する場合)
- ・地域合意状況報告書(②にて作成したもの)
- ・その他市が必要とするもの

④副申の交付

実施計画書の内容を踏まえ、「事務局」から副申を交付

⑤博多区管理調整課への河川占用許可申請書の提出

実施計画書の内容を踏まえ、「事務局」から交付された副申を添付し、河川占用許可申請書を博多区管理調整課(以下、「管理調整課」という。)へ提出。

【準備期間中】

工作物の設置等行う場合は、事前に地域及び近隣住民への説明を行うこと。

【利用期間中】

利用期間中に事故等発生した場合は、速やかに「事務局」に連絡すること。

実施内容により、「事務局」が指示する事業は、河川内で作業を行う事業日ごとに作業開始・終了の報告を行うこと。

【利用終了後】

①撤去・復旧

設置物を撤去する場合は、撤去する日時を「事務局」に連絡すること。

撤去は、許可期間内に行うこと。

②実施報告書の提出

許可期間終了後1か月以内に「事務局」及び「河川課」に実施報告書を提出すること。

※期限までに実施報告書が提出されない場合は、次回の利用を制限する場合がある

【実施報告書】

- 実施内容、実施期間・時間
- 地域貢献実施の内容（清掃や花壇の手入れなど）
- 実施時の写真（実施内容が分かるもの）
- 利用者数
- 利用者、地域の意見
- 収支計算書
- 利用にあたっての意見・要望等
- 事故報告書（警察や消防に関する事故を起こした場合）

(3) 許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、河川占用許可を取り消し、今後の利用を認めない場合がある。

- 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- 施設や付帯設備・備品を破壊、滅失する恐れがあると認められるとき
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団の利益となると認められるとき
- 河川法、その他関係法令に違反したとき
- 提出書類に虚偽の記載があったとき
- 事前に提出した実施計画書と実施内容が異なったとき
- 許可条件に違反したとき
- 本資料に記載されている遵守事項、その他市担当者の指示に従わないとき
- その他河川の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

3. 詳細ルール

(1) イベント

①定義

「イベント」とは、河川空間を利用した賑わい創出を目的として実施されるもの。

②利用期間・利用回数

利用期間は、1つのイベントで連続5日以内とする。(設置・撤去を除く)

利用回数は、月に1回とする。

ただし、地域行事や市の実施するものはこの限りではない。

※出水期(6月1日から9月30日まで)や河川工事等、河川管理上必要な場合は、利用を制限する場合がある。

③利用条件

- ・ イベント開催に伴う設置物は必要最低限とする。
- ・ 音を出す場合は、周辺環境に配慮し、音量は必要最低限とする。
- ・ イベント開催時間以外は設置物を原則撤去すること(露店等含む)。
ただし、イベントが連日開催される場合はこの限りではないが、夜間時などに設置物が飛散することがないように適切な対策を講ずること。
- ・ 飲食物等を調理する場合は、所管保健所で許可されたものに限る。
また許可書の写しを「事務局」及び「河川管理者」に提出すること。
- ・ 火気の使用について、消火器等を配備するなどの消火計画に万全を期すること。
- ・ 工作物を設置する場合は、構造上問題ないことが確認できる資料を提出すること。

④利用者の責務

- ・ 橋梁・階段等に見物客が滞留しないよう、事業者において整理員等を配置すること。見物客が滞留し歩行者の通行妨害となり、かつ安全が確保できない恐れがある場合は、事業者はイベントを中止する等必要な措置を講ずること。
- ・ 利用期間中は掃除を実施し、常に良好な状態を保つこと。
- ・ 利用期間中は緊急時における連絡体制を取り、必要な措置を講ずること。
- ・ 利用期間中に起因した事故・苦情等が発生しないよう万全を期し、万一事故・苦情等が発生した場合は「事務局」及び「河川管理者」に報告するとともに、利用者の責任によりすべて解決すること。
- ・ 強風等により河川管理施設の損傷または歩行者に危害が加わる恐れのある場合は当該占用物を撤去するなど必要な措置を講ずること。
- ・ イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、事業者で責任を取れる体制をとること。
- ・ 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可や届出が必要な場合があるので、博多区保健福祉センター衛生課に問合せすること。

(2) 舟の運航

①定義

「舟の運航」とは、エンジンを搭載していない舟を運航することで、賑わい創出を目的として実施するもの。

②利用期間

「河川管理者」との協議による（年間を通じた運航も可能）。

※出水期（6月1日から9月30日まで）や河川工事等、河川管理上必要な場合は、利用を制限する場合がある。

③利用条件

- ・使用する船舶は各法令等に準拠したものとする。
- ・その他事業者等と調整し、支障の無い場合のみ利用できる。
- ・利用期間中の河川への係留については、「河川管理者」と協議の上、決定すること。
ただし、河川へ係留する場合、市はその責任を負わない。
- ・「河川管理者」が撤去を求める場合は、速やかに撤去すること。
- ・水位調整は行わないため、水位の状況を見ながら運航すること。

④利用者の責務

- ・利用期間中は掃除を実施し、常に良好な状態を保つこと。
- ・利用期間中は緊急時における連絡体制を取り、必要な措置を講じること。
- ・利用期間中に起因した事故・苦情等が発生しないよう万全を期し、万一事故・苦情等が発生した場合は「事務局」及び「河川管理者」に報告するとともに、利用者の責任によりすべて解決すること。
- ・強風等により河川管理施設の損傷または歩行者に危害が加わる恐れのある場合は当該施設を撤去するなど必要な措置を講じること。

事前協議書

実施名		
目的		
実施内容		
実施日時		
実施場所		
実施主体	名称	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	担当部署	
	担当者連絡先	氏名： 役職名： 電話： メール：
	その他連絡先 ※緊急時に担当者と 連絡がつかなかった 場合に連絡	氏名： 役職名： 電話： メール：
安全対策		
<p>※必要に応じて、欄を拡大して記入下さい。ページが増えても構いません。</p> <p>※利用ルールについては、別紙「博多川 利用ルール（実証）」を参照下さい。</p>		

地域合意状況報告書

説明先		説明日時	意見等	確認 印
団体	氏名			
〇〇自治協議 会	〇〇様			
〇〇連合会	〇〇様			
〇〇商店街振 興組合	〇〇様			

※説明資料を別途提出下さい